

二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察

降矢 淳子

【要旨】

本稿では、桂宮家と桂宮御殿の歴史を概観し、二条離宮本丸へ桂宮御殿が移築された経緯と、移築後の嘉仁皇太子（大正天皇）と裕仁皇太子（昭和天皇）の行啓時の宿泊所としての使用を明らかにした。従来、移築は明治天皇の命によるものだけでなく説明されてきた。しかしながらその実態は、大内保存や岩倉具視の京都保存計画と関係した京都の再整備として行われたものだった。さらに、徳川幕府の権威の象徴である二条城を離宮とし、皇室と深いゆかりを持つ桂宮御殿を移築して、皇太子の宿泊所としたことは、明治新政府による皇室を中心とした国家統治と無関係でなかった。

はじめに

現在、元離宮二条城の本丸には、御殿が建っている。この御殿は、京都御所今出川御門のそばにあった桂宮御殿の一部が明治天皇（一八五二―一九一三）の意向により移築されたものである。桂宮家は、豊臣秀吉（一五三七―九八）に実子の鶴松（一五八九―九一）が誕生したため、後陽成天皇の弟である智仁親王（一五七九―一六二九）が秀吉の猶子を解消されたことを契機に創設された。徳川家康（一五四二―一六一六）の築いた二条城に、豊臣秀吉にゆかりの深い桂宮御殿が、明治天皇の意向によって移築されたのである。

言うまでもなく、桂宮御殿と元離宮二条城の本丸には、それぞれの歴史が存在している。後水尾天皇（一五九六―一六八〇）の二条城行幸（一六二六）のために城域を拡張して新造された二条城の本丸御殿は、天明八年（一七八八）、市中の大火により焼失し、その後、再建されなかった。幕末期、徳川慶喜（一八三七―一九一三）の居室と考えられる建物があったが、明治一二年（一八七九）には大破した状況であった²⁾。その後、空き地となっていたが、明治二六年から二七年にかけて、桂宮御殿の一部が移築された。移築以前の御殿の歴史については、これ以上、本稿で詳述しない。

本稿は、桂宮家と桂宮御殿の歴史を概観し、二条離宮の本丸へ桂宮御殿が移

築された経緯と移築後の行幸および行啓での本丸御殿の使用について述べたい。

一 桂宮家と桂宮御殿の歴史

宮家のうち、親王の宣下を世襲する家は、伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮の四宮家で四親王家と称され、皇統の備えとしての役割を担っていたとされる³⁾。桂宮御殿は、四親王家のうちの一つである桂宮が居住した屋敷であり、近世に建てられた親王家の宮殿建築を今に伝えるものとして大変貴重なものである。桂宮御殿の研究は、建築史、絵画史、歴史の各分野でされており⁴⁾、本稿は、各研究史を踏まえて総合的に概観しながら、「桂宮日記」⁵⁾等を用いて論述する。ここでは、二条離宮本丸に移築された桂宮御殿今出川屋敷（以下、今出川屋敷）が建築されるまでと、桂宮家が断絶するまでに分けて、桂宮御殿の使用の歴史の一端を確認したい。

（一）宮家の創設から移築された今出川屋敷の建築まで（表1のNO. 1）

歴代当主が、桂宮御殿をいつどのよう使用したのか。それを知る手がかりとして、それぞれの当主が御殿に居住した期間を表1にした。桂宮御殿は、度々焼失しているが、その歴史を知ることが桂宮家と桂宮御殿を知る上で重要だと考える。

天正一七年（一五八九）、初代の智仁親王は豊臣秀吉の猶子を解消されると、秀吉の奏請により三千石を知行として八条宮が創設され、同一八年屋敷に移徒した。この屋敷は、現在の内裏の内の皇后御殿あたりにあったと考えられる。後陽成院のための院御所が造営されるに先立って、他の公卿の邸地と共に収容され、慶長一〇年（一六〇五）に所司代から代わりの地として新たに渡されたのが、内裏の北の今出川御門そばの邸地であった。⁶これが今出川屋敷の始まりである。後陽成天皇は、智仁親王に譲位する意向であったが、徳川家康によって断念させられた。

二代智忠親王（一六一九―一六二）は智仁親王の子で、後水尾天皇の猶子となり、寛永六年（一六二九）に親王宣下がされ、中務卿に任ぜられた後、二品に叙された。後継に恵まれず、後水尾上皇の皇子である幸宮を養子として迎えた。明暦元年（一六五五）に親王宣下がされ三代穩仁親王（一六四三―一六五）となり、三品に叙されて式部卿に補任されるが、二三歳で病気のため薨去した。その後、四年間ほど宮家は空主となった。

後西天皇の皇子である一宮を養子に迎えて、寛文九年（一六六九）に親王宣下がされ、四代長仁親王（一六五五―一七五）となり、中務卿に補任されたが二〇歳で薨去した。五代尚仁親王（一六七―一八九）は、後西天皇の皇子で四代長仁親王の遺言で後嗣となった。長仁親王が薨去した同年の延宝三年（一六七五）に八条宮を相続したが、親王宣下がされたのは、九年半ほど後のことだった。弾正尹に補任されるが、病気のため一九歳で薨去した。霊元天皇は、元禄二年（一六八九）に生まれて間もない皇子の正宮に相続させ、八条宮を常磐井宮と改め、正宮を作宮（一六八九―九二）と改称した。しかし、親王宣下がされないまま薨去した。常磐井宮家は、相続する人が決まるまで家領等が変わりないようにならざることをされ、幕府もそれを承諾した。作宮は、宮家を相続することが決まっていたが親王宣下なく薨去したため、継承者から除く。作宮薨去から約八年間空主となった。

霊元天皇の皇子富貴宮は、有栖川宮二代幸仁親王の養子となっていたが、養子を解消して常磐井宮家を相続した。東山天皇が、官号を京極宮と定め、元禄一〇年（一六九七）親王宣下が下された。六代文仁親王（一六八〇―一七一）は、

無品で兵部卿に補任され、同年、拝領した石薬師屋敷に移徒した。⁷以後、京極宮家は、今出川御門と石薬師御門のそばに二つの屋敷地を持ち、それは今出川屋敷と石薬師屋敷といわれた。

慶長一〇年（一六〇五）以降、初代智仁親王から作宮までの間は今出川屋敷が使われ、六代文仁親王の時に石薬師屋敷を拝領し、御殿が新造された。六代、七代の時期、石薬師屋敷が当主の住居になっていた間、住み手のいない今出川屋敷地は、「御覧紅葉」「桜花御覧」などに利用されていたと考えられている。⁸宝永五年（一七〇八）、文仁親王の子の若宮を東山天皇の猶子とし、翌年に文仁親王は一品を賜り、若宮は親王宣下がされて七代家仁親王（一七〇三―一六七）となった。文仁親王が薨去すると、家仁親王は式部卿の勅許が下され二品に叙された。家仁親王の皇子胡佐宮は、櫻町天皇の猶子になり延享二年（一七四五）に親王宣下が下され、八代公仁親王（一七三三―一七〇）となった。上総太守に補任、三品に叙され、後に二品に昇叙した。宝暦四年（一七五四）、公仁親王が閑院宮直仁親王娘の格宮と結婚したのを機に家督相続が行われ、家仁親王は今出川屋敷に移徒した。

この後、「宝暦六年の格宮薨去後も、家仁親王は今出川屋敷、公仁親王は石薬師屋敷に住んだが、宝暦九年に公仁親王が相君と再婚すると、今出川屋敷内に新たに奥方御殿を建てて同一年五月三日相君がここに移徒し、同年五月八日には家仁親王が石薬師屋敷に移り、一日には公仁親王が今出川屋敷に移った。すなわち、石薬師屋敷には家仁親王、今出川屋敷には公仁親王夫妻と、屋敷を交換した形となった。しかし、明和元年（一七六四）には家仁親王が今出川屋敷に同居し、石薬師屋敷は無住になった。」⁹とされる。

子供がいない公仁親王の容態が悪化すると、再び御家断絶の危機が訪れる。家司らは、家を相続させるべく願書を公仁親王の名前で出すなどした。公仁親王が薨去すると、京極宮家は、東宮に誕生した二宮に相続させること、家領は従前の通りになることとされ、それまでは相君が家主となった。天明八年（一七八八）、大火により今出川屋敷と石薬師屋敷ともに焼失し、¹¹翌年、家主の相君が薨去した。寛政二年（一七九〇）、次期当主を迎える日を待つべく石薬師屋敷が再建された。八代公仁親王が薨去してから約四十年間、空主となった。

文化七年（一八一〇）、光格天皇の第二皇子盤宮が誕生した。先約の通り、京極宮家相続の内慮を得て、桂宮と改められ親王宣下が下され、九代盛仁親王（一八一〇—一一）は、再建された石薬師屋敷に移徙した。しかし、半年足らずで薨去した。桂宮家の相続は、盛仁親王の相続前と同じにすることとされた。

光格天皇に猗宮（一八一六—一九）が誕生すると、桂宮家を相続するよう家が切望していることを願い上げた。光格天皇は、猗宮の成長を待つて、いずれ相続させる意向だったが、文政二年（一八一九）、猗宮は相続することなく薨去した。

天保六年（一八三五）、仁孝天皇の皇子幹宮が桂宮家を相続する事が決まると、家司は歓喜した。同七年、親王宣下がされて一〇代節仁親王（一八三三—三六）となり、石薬師屋敷へ移徙したが、ほどなく薨去した。この後、盛仁親王の薨去後と同様の措置が取られた。また、仁孝天皇に皇子胤宮が誕生したので、桂宮家を相続するよう家が願い上げたが、叶わなかった。

節仁親王が薨去すると再び空主となり、二五年間、主人を待つこととなった。この間、弘化元年（一八四四）に「今出川屋敷江御転造」願書などが出され、寛政五年までに建てられた「表御間」が、弘化二—四年頃に今出川屋敷の御書院として石薬師屋敷から移築された。⁽¹²⁾ また嘉永元年に車寄、玄関が、嘉永元年—同二年頃に御常御殿が新築されるなどして、今出川屋敷が整えられた。⁽¹³⁾ これこそが、現存する元離宮二条城本丸御殿である。

（2）桂宮家断絶まで（表1のNO. 2）

嘉永七年（一八五四）、新清和院様（光格天皇皇后）御旧殿内敏宮様（淑子内親王）御座所芝御殿より出火し、内裏が残らず類焼した。その際、今出川屋敷は類焼を免れ、新内裏が竣成されるまでの一年半ほど孝明天皇の仮皇居となった。内裏が竣成し、天皇が移徙した後の安政二年一月、その命により、今後も桂御所と称することを許された。⁽¹⁴⁾

その後も空主であった桂御所だが、安政七年（一八六〇）、孝明天皇の妹である和宮（後の親子内親王一八四六—七七）が徳川家茂（一八四六—六六）へ

降嫁することが決まると、和宮の住まいとして使用された。一二月二五日、徳川家茂の使いである酒井忠義が桂御所に参上し、和宮へ納采の礼を行った。文久元年一〇月、和宮は桂御所を發輿し、関東へ下向した。⁽¹⁵⁾

文久二年、孝明天皇の姉である敏宮（後の淑子内親王（一八二九—八一））の相続が内定すると、家司は敏宮の相続と共に、以後、天皇に皇子が誕生したら養育させてほしいと願い上げている。敏宮が相続すると桂宮と称することとされ、桂御所の称号は従前の通りとされた。同年には、移徙に備え、靄沢探真ほか六名の絵師が「御絵御用」として出殿し、襖絵などの障壁画が作成された。慶応二年、敏宮は淑子内親王となり、一品・准三宮等を宣下され、文久三年四月、桂御所に移徙した。⁽¹⁶⁾ 明治五年（一八七二）、石薬師屋敷地が上地となり、桂宮家が所有するのは、今出川屋敷のみとなった。

明治天皇は、伯母である淑子内親王が薨去するまでの間、数回、今出川屋敷へ行幸した。明治五年六月の行幸は、親子内親王も来会した。午後五時に御所を出発し、六時に還幸するという手短な対面であったため、淑子内親王は、あらかじめ用意していた饗膳を御所に贈進している。⁽¹⁸⁾

明治政府の改革により公家は華族となり、東京へ移るか京都に残るか選択を迫られた。いずれにしても公家出身の華族は、新政府の下で要職に就くのは難しく、また天皇が東京に移ったことで職を失い困窮した。崩壊の危機にあった華族を統括するため、岩倉具視により明治九年宮内省部長局が設置され、四月一日に東京在住の華族を対象にした宮中侍候、五月三〇日に京都在住の桂宮祇候がそれぞれ設置された。侍候と祇候は、仕えるという意味で、具体的に桂宮祇候は、二五歳より五〇歳までの者が、今出川屋敷の淑子内親王の下で、一週間に一回、六人が一組になって交替で部屋の掃除や窓の開閉を行ったもので、四五家六二人の京都在住の華族が務めた。⁽¹⁹⁾ これは、華族の生活保護のために設けられたものであり、桂宮家が京都在住華族の中心的役割を担っていたことが伺える。一二月二八日に宮中侍候は宮中祇候、桂宮祇候は桂宮淑子内親王家祇候へと改められた。⁽²⁰⁾

明治一〇年二月、明治天皇は賀茂両社へ参拝した後、今出川屋敷に行幸した。九時ころ先詰として閑院宮が来訪し、一〇時二〇分皇太后と皇后が到着。一二

時ころ御先詰の皇族、勅奏判、祇候華族、家令等に四脚門前で迎えられ、御休所において家令に会った。淑子内親王は、御居間において、皇族方等と対顔した。

午後二時、明治天皇と両后は御上段へ出て、淑子内親王は北の方の垂簾の内能を鑑賞した。演目は、翁・三輪・羽衣・安宅・正尊・殺生石で、皇族方等が共に鑑賞した。その後、酒宴が催され、明治天皇は午後一〇時に還幸した。⁽²¹⁾

明治一三年七月の行幸は、同一〇年の行幸と同じく能を催すよう要請された。

明治天皇は、午前八時三〇分、先詰の皇族山階宮と久迩宮、宮内書記官等に四脚門柵内外で迎えられ、北御書院一の間御休所の廊下で淑子内親王に出迎えられる。対顔し、名古屋製七宝焼菓子器一対に、伊勢国山田製産の金平糖と大阪製産の氷砂糖を盛ったもの等を贈った。午前一〇時から午後六時まで能が催された。御能組は、咸陽宮、夜討曾我、鉢木、小鍛冶、羅城門、狂言は二人袴、寝音曲、腰折、仁王、附祝言で、大臣、参議以下勅奏任官、内親王の招請に応じた京都在住皇族等が共に鑑賞した。夜討曾我が終わると中入を命じられ、この間、天皇が居間で皇族、大臣、宮御方等に対顔した。また、休所は、皇族方と勅任官が南面謁所、奏任官が東西鴈ノ間、内膳課が囲炉裏の間、等外仕人が北竹ノ間、判任官が南竹ノ間と南北菊の間、騎兵卒が小玄閤、歩卒小者が中ノ口、皇族大臣従者が車寄受付所北、乱舞大夫方が使者ノ間、同離子方狂言方が祇候詰所前北空地の仮建て屋に設けられた。⁽²²⁾

淑子内親王は、明治天皇に昼餐を勧め、親王及び大臣、参議以下に饗膳を設け、判任官以下に酒肴料を与えた。午後七時頃、天皇は還幸した。

明治一四年、後継のいない淑子内親王が薨去すると、桂宮家は断絶した。翌年には、祇候が廃された。⁽²³⁾

二 桂宮家断絶から二条離宮への移築まで（表1のNO. 3）

桂宮家断絶から二条離宮に移築されるまでの今出川屋敷の動向を述べる。

明治天皇は、明治一〇年の行幸の際、荒廃した御所周辺の状況を憂いて、京都府に資金提供をし、御所の保存と旧観の維持を命じた。この大内整備事業を引き継ぐ形で、明治一六年一月、岩倉具視は、京都皇宮保存に關し意見書を提

出し、それを請けて、皇宮の保存が計画された。『岩倉公実記』には「二五日具視京都二入り桂御所二館ス是二於テ具視随從ノ諸員及京都府知事北垣国道、大書記官尾越蕃輔、少書記官谷口起孝等二命シ各事務二分擔シ之ヲ調査セシム」とあり、今出川屋敷が岩倉具視の宿舎とされ、皇宮保存のための拠点とされたことがわかる。その綱領の中には、「一、桂宮ハ先朝假皇居ニ被充候御場所ニ付御内沙汰之次第モ有之御修覆之上保存ノ事」とある。「御内沙汰」とは、『明治天皇記』に、「曩に思召を以て、安政元年皇居炎上の際假皇居に充てたまひし旧桂宮御殿三階建御殿其の他を今出川門内より該離宮本丸の地に移し、以て先朝の遺跡を保存したまへり」とあることからも、今出川屋敷の保存に明治天皇の意向が大きく関わっていたことを示している。

また、意見書には「二条城ヲ宮内省ノ所管ト為ス事」、綱領には「一、二条城桂宮御別荘ノ両所ヲ以テ離宮ト被定御修覆ノ事」とある。二条城は、明治一九二〇年に二条離宮となるが、その動きは明治一四年頃からあったことが指摘されている。⁽²⁶⁾同年一〇月に北垣国道が二条城を離宮に定め永く保存したいことを宮内省へ内申し、それを受けて右大臣岩倉具視が二条城内を一覧した。⁽²⁷⁾二条城を離宮にすることと今出川屋敷の移築は、淑子内親王が薨去したすぐ後から構想が練られたのではないかと推測される。

岩倉の保存策は、宮内省が関与する中で即位式・大嘗祭の京都開催、京都御所・二条離宮・桂離宮・修学院離宮の保存、賀茂祭・石清水祭の復興など、具体的に実を結ぶ。⁽²⁸⁾これは、近代化する京都を伝統保存志向へと転換させようとするものだった。その象徴となったのが、明治一六年（一八八三）に今出川屋敷に置かれた宮内省京都支庁で、京都府の北垣国道知事が宮内省大書記官を兼任し、さらに宮内省京都支庁長に就任した。明治一九年、宮内省京都支庁が廃され、縮小されて主殿寮京都出張所となり、桂宮御殿が引き渡され、家扶以下の職が解かれた。⁽²⁹⁾明治天皇の意向で行われた大内整備事業と、衰退した京都を復興させようとした岩倉具視の皇宮保存計画が、今出川屋敷の移築に大きく関わっていたといえる。

また、明治一〇年の行幸の際、明治天皇が京都在住の華族に対し歌会を奨励し、以後、今出川屋敷で月次歌会が開かれるようになる。それは、山階宮晃親

王を会長とした向陽会の設立へとつながり、今出川屋敷が移築される明治二六年まで開催された（細22⁽³⁰⁾）。

明治二〇年の京都への行幸啓で、一月から三月まで今出川屋敷が皇太后宮御所に充てられることになり、⁽³¹⁾ 畳の表替などの準備がされた。一月六日には、取締りを強化するため、御所および桂宮に限り昼夜交替勤番とされた。その際、二条離宮が非常御立退所と定められ、桂御所表門より二条離宮正門に至る距離が計測された（細86、91、93、94）。

淑子内親王薨去後、空主となった今出川屋敷は、岩倉具視の皇宮保存計画の拠点、月次歌会の場所、皇太后宮御所などとして使用された。明治天皇の意向で、岩倉具視の皇宮保存計画により保存されることになった今出川屋敷は、明治二六年（一八九三）から二七年にかけて、二条離宮に移築され本丸御殿となった（細213、221、222、245、250）。主要部分である、玄関・御書院・台所及び鷹之間・御常御殿の四棟が切り取られ、御常御殿が西に九〇度向きを変えた上、御書院の東から南へ位置を移されるなど、再編成されて移築された。⁽³²⁾ また、移築に伴って南の庭が、今出川通の北の旧二条邸庭園より樹木・下木・橋石・燈籠・庭石その他が移され、二条城内からは松立木・杉立木・小松を移し、本丸内に存した松立木・庭石等が利用され、作庭された（細238）。昭和一六年、御常御殿と台所を結んでいた三十軒廊下が撤去され、現在の姿になった。築地塀、御門の他、園池の遺構が、現在も京都御苑内に残る。⁽³³⁾

三 二条離宮本丸御殿への行幸と行啓

移築後、明治天皇は二条離宮本丸御殿へ一度だけ行幸した。また、皇太子時代の大正天皇（即位前を嘉仁皇太子、即位後を大正天皇と記す）と昭和天皇（裕仁皇太子）は、京都へ行啓の際に本丸御殿を宿泊所とした。ここでは、それぞれの行幸、行啓について触れ、どのように御殿が使われたのか、その一端について述べたい。

（一）明治天皇

明治二八年の行幸（細251、253）は、『明治天皇記』⁽³⁵⁾によると、明治天皇が三階に昇り、眺望絶佳なことを繰り返し喜び、御苑の改造、草木の栽植等を、ことごとく指示したとされる。現在の庭園は、この時の指示により再造成されたものである。また、明治天皇は、室名に「松鶴の間」「雉子の間」「雲鶴の間」と、三層楼の建物に、川田文学博士が選定した「呈寿」と「回縁」のうち「呈寿」を選び、命名した。宮内大臣の土方久元に「呈寿」という二文字を揮毫させ、文事秘書官の股野琢に「呈寿楼記」を撰文させて扁額を作成させた。この扁額は、明治天皇が確認した後、宮内省より回送されて本丸御殿に掲額され（細254）、現在も元離宮二条城事務所に伝来している。

明治三〇年四月、在京中に二八年の行幸で作庭などを指示した場所を確認するかもしれないとして、畳替えなどを行い準備されたが（細267、269、270、271、297）、同二八年より後、明治天皇が行幸することはなかった。

（二）大正天皇（嘉仁皇太子）

嘉仁皇太子の行啓時、本丸御殿が宿泊所となった（表2）。ここでは、主に『京都日出新聞』⁽³⁷⁾の記事を取り上げて、御殿がどのように使われたのか探る。まず、行啓でおおよそ行われる共通の事項を、次に行啓の年代順に特色のある事項を個別に挙げる。

二条離宮における行啓の準備は、⁽³⁸⁾ 主殿寮出張所によって行われた。各殿、庭園の掃除がされ（細342、474、478、550）、調度品などは、東京または御所から運び込まれた（細318、341、344、478、482、485、529、549）。二条離宮の水質が良好でないため、京都府の衛生課や警察部で水質検査を行い（細310、311、324、333、338、339、472、475、529）、御膳水は、京都御所の水を皇宮警守二名立会の上で汲取り、途中警衛して二条離宮に運搬された（細315、482）。

降り立つ駅は、二条停車場か七条停車場が使われ、華族等による送迎がされた（細313、326、345、409、414、482、485、487、489、495、529、534、536、554、563、539、515、559、560）。二条離宮などへの道筋は、白砂を撒き、各戸には国旗が掲げられ、街中は、障壁を築いたかのように賑わった（細349、486、487、489、495、515、552）。また、道筋の住人や警護者に伝染病患者がいなか注意が払われた（細

322、337、476、477、479、529)。

二条離宮本丸の御座所では、華族との対面や知事や議員、在京華族等多くの者が参殿し、拝謁した(細351、353、354、356、358、365、368、372、376、378、381、387、389、391、394、396、397、399、401、404、409、417、419、490、493、497、501、507、511、514、536、555、558)。嘉仁皇太子は、二条離宮を拠点として様々な場所を訪れており、中でも泉山(泉涌寺)への参拝は重要視された(細350、356、365、368、419、456、498、550)。二条離宮の拝観は、従来許可されているものの、行幸、行啓中は差止められ、還幸の後、後片付けが終わると、従前通り拝観が許可された(細278、289、316、323、343、478)。

明治三十一年、嘉仁皇太子の初めての二条離宮行啓が決まると、馬車舎・馬繫・浴室所及火所が新築され(細317)、馬車一輛、供奉官馬車一輛、馬四頭が馬車舎に入れられた(細321、329)。また、御座所には、農業などの様子を描いた襖が建てられた(細328)。宮内省官吏は、二条離宮正門から本丸正門外まで人力車で通行させることになった(細335)。一〇月三日に来京予定であったが、皇太子が不調のため延引され(細330、332)、その間に電灯の設備がない二条離宮門前と二条通堀川付近に、アーク灯を建設することが決まった(細347)。

一〇月一二日から一月九日の間、二条離宮を拠点に近郊の名所旧蹟を訪れ、また奈良に二泊するなどして清遊した。二条離宮内は電灯の設備がないので、夜は蠟燭と菜種油が使われた(細351)。購入した松・柘榴・菜莢の盆栽を、本丸の車寄に陳列したり(細351)、本丸の御座所を出て、稲葉・大迫両侍従、黒川武官長を随行し、徒歩で本丸の外廓を散歩したり(細358)、御座所で参殿した人に面会(細365)するなどして過ごした。また、東宮職に立花生花を披露するよう伝えられた池の坊宗匠は、高足の門人を従え、「立花は大花瓶(池の坊所蔵古代銅器)二瓶、生花は六瓶を奉仕し、何れも御本丸奥書院に陳列」した(細377、379)。三井八郎右衛門は、自宅で飼育している鶴二羽を本丸庭園に放養した(細358)。滞在中、二条離宮正門内の皇宮警察出張所から本丸内主殿寮出張所員詰所へ電話線の架設工事がされた(細352)。

明治三十三年五月に九条節子と結婚し、結婚報告のため京都などを巡啓する。本丸大玄関正面には大時計を掛け、テーブル三脚を据え、中央のテーブルには

青洞大花瓶に松、菖蒲、葉牡丹を活け、その南手に松、北手に柘榴の盆栽を据え、廊下に白金巾が敷かれた(細490)。五月二十六日、二条離宮に到着すると、間もなく三層楼に登り、四山の風景を眺望しながら女官等を労った(細489)。伊勢神宮参詣の際、五十鈴川で皇太子自ら捉え二條離宮内で飼育していた二匹の錦蛙が覆網を抜けて飛び歩き、侍従達は追い廻し、やっと捕えた(細496)。

二七日、中田東宮主事が名代として貿易品博覧会及新古美術品展覧会へ赴き、皇太子が購入するだろうと指定した物品が二条離宮へ運ばれた。西洋蠟燭か種油が使われていたため織物類の色合いは昼間に確認された(細482、496)。また、本丸と東大手門との間に電話機が据え付けられた(細482、483)。三〇日、京都市へ慈恵費として金五千円が下賜され、内貴市長は知事官邸で受領の上、ただちに二条離宮に参殿して御礼を述べた(細504、507)。皇太子妃の頭痛のため、予定より二日延長して六月二日に還啓した(細505、508、510、515)。

明治三十三年一〇月の行啓では、御座所の廊下に主殿寮出張所で栽培した盆栽類が陳列された(細529)。一五日に到着すると、本丸車寄で人力車を下車し、中山大夫の先導で御座所へ入った。大玄関から御座所までの通路に、白金巾が敷詰められ、玄関の正面のテーブルに参殿簿が備えられた(細534)。一六日、起床後、愛犬を伴って庭を散策し、八時三〇分頃に人力車で外出した(細539)。滞在中、同年六月に張り替えられた二の丸御殿大広間の天井画を見て美麗だと述べた(細540)。一六日、還啓した(細535、539)。

翌月の十一月一九日、九州地方行啓の後、二条離宮へ到着した(細554)。京都美術協会より皇太子の成婚につき屏風一双が献納されて本丸御殿に運ばれ、鑑賞された(細561、564)。翌二〇日、呈寿楼の三階より四山の風光を眺望した後、人力車で六時四〇分に二条離宮を出門し還啓した(細563)。

明治三十六年五月、皇太子と同妃が第五内国勸業博覧会観覧のため行啓する模様だったが中止となった。同年一〇月二〇日、二条離宮に到着し、翌日に二の丸の御座所で高等官等に面会した。二三日、本丸車寄から人力車で出門し還啓した。

明治四〇年一月、皇太子・同妃が英照皇太后十年祭参拝のために来京し、二条離宮へ行啓する模様なので、主殿寮京都出張所は二条離宮内北手の空地に約

百坪余の仮建物を取急ぎ建築した。供奉員はすべて離宮内に宿泊する事となり、太夫及主事等は俵屋に外泊することになった。また、本丸内に電話の取り付けがされた⁽⁴⁴⁾。しかし、この時は、二条離宮への行啓はなかった。

明治四〇年六月、山陰を巡啓後の行啓で、御座所は、本丸階下西南隅の御殿、同妃はその後方の御殿が当てられ、寢室は階上と定められた。京都測候所は、両殿下滞京中に本丸内の臨時出張所を経由して、天気予報及び気象等を日々東宮職へ報告することとなった⁽⁴⁵⁾。すでに到着していた東宮妃が伏見文秀女王、万里小路御内儀監督を始め女官等を従えて車寄で出迎え、嘉仁皇太子は、午後五時三七分頃に御座所に入った⁽⁴⁶⁾。後日、二の丸御殿の勅使の間で勅任官、各宗官長等五〇名に、大広間で奏任官、有位有爵者、従六位勲六等以上の人々百三〇名と面会した⁽⁴⁷⁾。また、謁見所前の一室（三間半に四間、都合十四坪）に西陣織や島津製作所の機械など六〇五の京都特産物が陳列され、後日、満足の意を表した⁽⁴⁸⁾。六月九日、還啓した⁽⁴⁹⁾。

明治四三年九月の行啓で、本丸内に主殿寮京都出張所、本丸車寄右側の一室に京都府出張所が設置された。車寄附近は、一面白砂を敷詰めて清潔に掃除され、大広間の正面には高さ二丈余の竹の心に常盤木を女夫挿しとし、絨氈の上には白布が敷詰められた。車寄に着くと、直ちに御座所に入った。京都在住華族、京都帝国大学総長等三百余名が参殿し、広い本丸車寄が一時、混雑した。銀閣寺より生花が献上され、御座所、謁見所、玄関先に飾られた⁽⁵¹⁾。一〇月六日、滋賀県巡啓のため、本丸車寄にて御料馬車に乗り、二条駅から汽車に乗り⁽⁵²⁾した。

翌年四月四日、御座所に入ると皇族方などと対顔し⁽⁵³⁾、翌日には二条離宮を出発、二条駅より汽車に乗車した⁽⁵⁴⁾。同年一月、第四・第十六師団對抗演習の見学のために来京し、二条離宮に行啓する模様なので、大手門内柵堀門の北手に臨時の郵便電信局員の出張所を設け、各地より来る郵便電信等の消毒所等を設置する事となり、京都府出張所は本丸の車寄の大玄関の南手の一室を借り受けた。一六日より還啓まで、日々京都測候所より二条離宮へ天気予報が伝えられた⁽⁵⁵⁾。一七日、車寄に到着すると、昇殿して御座所に入り、二三日、還啓した⁽⁵⁶⁾。

大正四年、大正天皇として即位・大嘗祭が終わると大饗宴が開かれた。その

場所は、「登極令に豊楽殿とあれど、今回は二条離宮二の丸の北方大手門内の松林を拓きて新造し、之に代へしめらる⁽⁵⁸⁾。」とある。旧皇室典範の天皇の踐祚・即位礼・大嘗祭・元号に関して規定していた旧皇室令である登極令に饗宴の施設として豊楽殿と定められているものの、二条離宮二の丸の北方大手門内の松林を拓いて新造し、これに代えるという意味で、皇室の饗宴場である豊楽殿を使わず、あえて二条離宮が選ばれたことがわかる。

大饗宴の際、大正天皇は京都御所を宿泊所とし、裕仁皇太子は本丸御殿を宿泊所とした。また、大正六年一二月の行幸啓でも京都御所を宿泊所とし、同二日に二条離宮で蹴鞠、柔道、剣道の野外での試合を観戦した⁽⁵⁹⁾。即位後は、本丸御殿に宿泊していないことから、京都御所は天皇の、二条離宮本丸御殿は皇太子の御殿だという位置づけがされたといえるだろう。

即位後は、明治天皇の陵墓へ勅使を遣わすなどして京都へ訪れることが少なく、二条離宮への行幸もほとんどされない。二条離宮本丸御殿は、嘉仁皇太子が健やかに過ごした場所であった。

(3) 昭和天皇（裕仁皇太子）

『昭和天皇実録⁽⁶⁰⁾』で、本丸が御座所になっていることが明確なのは大正七年のみで、その他は「御宿泊所二条離宮」など見える。しかしながら、大正七年の「工事録⁽⁶¹⁾」で本丸御殿が御座所となっていること、嘉仁皇太子が本丸御殿を宿泊所としたことから、裕仁皇太子も本丸御殿を宿泊所としたといえる。以下、その概要について述べる。

大正二年三月、伏見桃山陵の参拝のため、雍仁親王・宣仁親王同伴で京都に行啓した。二九日、本丸御殿で京都旅行中の朝融王・邦久王に対顔し、京都府知事大森鍾一等と面会した。四月四日まで京都御所をはじめ仏閣、京都帝室博物館、京都練兵場や京都市染織学校など京都市内の様々な場所を視察し、京都停車場で邦彦王と京都在住の多嘉王と対顔の後、還幸した。

翌年、三月一八日雍仁親王・宣仁親王を同伴で京都に行啓した。京都停車場で多嘉王の奉迎を受け、伏見桃山陵や泉涌寺を参拝し、動物園などを巡啓した。

二〇日、二条離宮より出発し大阪、神戸を経て江田島の海軍兵学校などに行啓

して二六日に二条離宮へ帰着した。翌日は、男山八幡宮へ参拝、平等院の見学などの後、二条離宮に戻り、二八日に還啓した。同年七月四日、伏見桃山陵の参拝のため京都に行啓し、馬車で二条離宮に入った。翌日、民間飛行家高左右隆之の操縦する飛行機が二条離宮の周囲を低空飛行したので、庭園に出て、その様子を観覧した。六日、還啓した。

大正四年四月一六日、京都と奈良を行啓のため、二条離宮に到着し、直ちに多嘉王と対顔した。明治天皇家等参拝後、三十三間堂、京都帝室博物館、清水寺、八坂神社などに、二〇日と二一日は日帰りで奈良に巡啓し、二二日、還啓した。同年一月八日、即位礼当日の賢所大前の儀及び紫宸殿の儀に参列のために来京し、馬車で二条離宮に入った。御書院に拝謁所、御常御殿に御座所が設けられた。⁶⁶⁾ 一二日、儀式を終えて還啓した。

大正七年四月二日、歴代御陵参拝のため京都方面に行啓し、二条離宮へ入った。到着後、守正王第十六師団長・多嘉王に対顔した。この行啓では自動車を使用时、明治天皇家や滋賀県の園城寺、瀬田の長橋などを巡啓した。また、二の丸御殿黒書院において京都在住旧堂上華族の伯爵勸修寺経雄・同治泉為系以下一六名と面会し、前庭において蹴鞠保存会による蹴鞠を観覧した。

大正八年、成年式済了につき神宮並びに山陵参拝のため、五月二二日、二条離宮へ到着。多嘉王に対顔し二五日まで滞在した。大正九年三月二三日と同一年一月四日は、二条離宮に入り、翌日、奈良に向かって発った。大正一〇年二月、三重県から二条離宮に入り、翌日、奈良に向かって発った。同年九月一二日、自動車で二条離宮に入り、京都帝国大学名誉教授中沢岩太以下約五百名の有資格者に面会し、四時三五分大宮御所に還啓した。一四日までの滞在期間中、大宮御所を拠点に京都市内を巡啓した。大正一一年七月二九日、明治天皇一〇年式年祭山陵の儀に参列のため京都に行啓した。宿泊所の大宮御所を拠点とし、三一日、還啓した。大正一四年五月の京都大阪方面の行啓も、大宮御所が拠点となった。

大正一〇年九月以降は、二条離宮本丸御殿でなく、大宮御所が宿泊所となった。

おわりに

元離宮二条城の本丸に今出川屋敷が移築されたのは、偶然ではない。桂宮家は、皇統の備えとして、断絶の危機を乗り越えながら家を存続させた。安政元年、火災により皇宮が焼失すると類焼を免れた今出川屋敷が仮皇居とされたこと、明治に入り混乱する京都在住公家の救済策として天皇の代わりに桂宮家への祇候がされ、今出川屋敷が京都在住公家の拠り所になっていただろうこと、明治二〇年の行幸啓で皇太后の宿泊所とされたことなど、今出川屋敷は皇室とゆかりが深いものだった。

東京に移った明治天皇は、京都における御所の保存と旧観の維持を願った。それを受けて、大内整備事業によって京都御所が整えられ、岩倉具視によって京都全体の復興が図られ、皇宮保存に関する二四か条が作成された。その中に、明治天皇の意向により今出川屋敷を修復の上保存することと、二条城を離宮として修復することという条文がある。これが、今出川屋敷の移築の起点となったといえる。二条離宮となった本丸に今出川屋敷を移築するという構想は、淑子内親王の薨去後すぐに明治天皇、岩倉具視、北垣国道知事らによって練られていたのではないかと考えられる。それが実現したからこそ、移築直後の明治二八年の行幸は、明治天皇の本丸御殿に対する強い思い入れを示すものになったのではないかと思われる。

また、本丸御殿は皇太子の宿泊所とされ、度々、使用された。特に、嘉仁皇太子の生き生きとした様子が史料から伝わる。徳川幕府の権威の象徴である二条城を二条離宮とし、皇室と深いゆかりを持つ今出川屋敷を移築して、皇太子の宿泊所としたことは、明治新政府による皇室を中心とした国家統治と無関係でなかった。

【注】

(1) 呼称について、江戸時代は「二条城」、離宮時代は「二条離宮」、現在は「旧二条離宮(二条城)」または「元離宮二条城」とされている。本稿では、その時代区分に沿い、また以下、「元離宮二条城」を用いることとする。

- (2) 西和夫、荒井朝江「幕末・明治初期に二条城本丸に存在した徳川慶喜の「居室」について」『昭和六十二年日本建築学会関東支部研究報告集』(日本建築学会関東支部)
- (3) 『皇室制度史料 皇族四』(吉川弘文館、一九八六年)、本稿の一章(1) 宮家の創設から移築された今出川屋敷の建築までにおいて、特に註をつけたものを除き、親王宣下、補任、薨去など、これを典拠とした。
- (4) 建築史は、澤島英太郎・吉永義信『建築新書』4「二條城」(相模書房、一九四二年)、大森健二「二條城の建築について」『元離宮二條城』(小学館、一九七四年)、藤岡通夫「二条城本丸御殿」『新住宅』昭和四三年二月号、通巻第二五九号(新住宅社、一九六八年)、平井聖「二条城本丸御殿」『日本建築基礎資料集成 十六、書院Ⅱ』(中央美術、一九七四年)、荒井朝江、西和夫「桂宮家の中筋御殿について―元禄・宝永期の造営と今出川屋敷との関連など―」『昭和六十二年 日本建築学会 関東支部研究報告書』(以下、荒井・西①)、小沢朝江「桂宮家の今出川屋敷・石薬師屋敷における御茶屋について―第七代家仁親王時代の様相と桂離宮の御茶屋との関連―」(日本建築学会大会学術講演梗概集、一九九三年九月)があり、荒井朝江、西和夫「二条城本丸旧桂宮御殿の前身建物とその造営年代について―桂宮家石薬師屋敷寛政度造営建物と今出川屋敷への移築―」『日本建築学会論文報告集』第三八七号、一九八八年五月(以下荒井・西②)は、『重要文化財二条城本丸御殿御常御殿修理工事報告書 第八集』(元離宮二条城事務所、一九九〇年)(以下、『修報』とする)に加筆、再録されている。また、『重要文化財二条城本丸御殿・御書院・台所・鷹之間修理工事報告書 第六集』、『重要文化財二条城本丸御殿玄閣修理工事報告書 第七集』(元離宮二条城事務所、それぞれ一九八四年、一九八六年)がある。障壁画を研究したものに、西和夫、津田良樹、小沢朝江「二条城本丸旧桂宮御殿の造営と障壁画について―桂宮家御殿造営と御出入絵師(1)―」『一九九〇年度 日本建築学会 関東支部研究報告書』17)、西和夫、津田良樹、小沢朝江「桂宮家の御出入絵師について―桂宮家御殿造営と御出入絵師(2)―」『一九九〇年度 日本建築学会 関東支部研究報告書』18)、武田恒夫氏「障壁画 二之丸御殿大広間、式台、御書院、本丸御殿」『元離宮二條城』(小学館、一九七四年)がある。歴史では、所功・橋本富太郎「宮内省編『桂宮実録』淑子内親王実録」鋼文『藝林』(第六十一巻第2号、二〇一二年一〇月)、若林正志「日本史上の親王・宮家に関する基礎研究―近世の桂宮家を中心に―」(二〇一四年)、『平成30年度史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画策定に係る歴史調査業務報告書(概要版)』(株)シー・ディー・アイ、二〇一八年三月)(以下『歴報』とする)がある。
- (5) 宮内庁書陵部が所蔵する「桂宮日記」(以下、「桂」とする)は、『図書寮典籍解題歴史編』(養得社、一九五〇年)によると、元禄元年一〇月より明治一九年二月までの一九九年間、書き継がれた家司の日記で、桂宮五世以後の記録で、その前四世を欠くが、親王家の日記としては、最も長期にわたるもので、宮家断絶まで継続された唯一の記録であるとする。家司が過去の記事を参考にしたこと、また将来の参考にするために日記が書かれことは、他の公家に伝来する日記と同様の性質のものであることはいままでもない。また、近年『四親王家実録26桂宮実録 第七巻』(吉岡眞之、藤井讓治、岩壁義光監修、ゆまに書房、二〇一七年)(以下『桂実』とする)が刊行され、桂宮家のおおよその歴史の流れを知ることができるようになった。
- (6) 前掲(4) 平井論文に同じ。
- (7) 当主とするため養子を迎えた場合、宮家を相続した後、親王宣下が下され、御殿に移徙した。また、作宮は親王宣下なく薨去し、当主とされない。これらの事例から、御殿に移徙した年が明確でない場合、親王宣下が下された年を御殿に移徙したものとし、表1を作成した。
- (8) 前掲(4) 荒井・西①論文
- (9) 前掲(4) 荒井・西②論文。また、荒井・西①の論文で今出川屋敷は御本屋敷とも、石薬師屋敷は御添屋敷、中筋御殿とも称されたことを述べている。
- (10) 前掲(9)に同じ。また、相君とは紀州徳川家姫君のことで、後の靈光院。「桂」は相君または寿子と記す。
- (11) 前掲(10)に同じ。
- (12) 前掲(11)に同じ。
- (13) 前掲(12)に同じ。

- (14) 「桂」嘉永七年四月六日、「桂」安政二年一月二七日
- (15) 「桂」安政七年二月二三日他、『岩倉公夷記』(財団法人岩倉公旧蹟保存会、一九〇六年九月一五日)(以下『岩』とする)上巻四六五頁、四八〇頁
- (16) 「桂」文久二年二月五日、文久三年四月二七日
- (17) 『桂実』第七卷明治五年三月四日
- (18) 『明治天皇記』(吉川弘文館、一九六九年)第二一六九八頁、(以下、『明』とする)
- (19) 刑部芳則『公家たちの幕末維新 ペリー来航から華族誕生へ』(中公新書 二四九七、二〇一八年、中央公論新社)
- (20) 前掲(19)に同じ。
- (21) 『桂実』第七卷明治一〇年二月三日、『明』第四一三四頁、「桂」明治一〇年二月一日。また、今出川屋敷の御書院は、畳を外すと能舞台になる構造となっている。ここでは、本文に挙げた他に、「桂」明治七年四月七日、『桂実』第七卷明治九年四月二八日、「桂」明治一一年五月二二日に能を催していることが確認できる。また、「明治天皇と両皇后は御上段に出て、淑子内親王は北の方の垂簾の内にて御覧」と場所を述べており、他にも同じように場所を示す史料を確認できる。本稿は、史料に記載されたままの室名等を記して歴史的事象を確認するにとどめ、その場所が御殿のどこにあたるか同定することとせず、別稿に期したい。
- (22) 「桂」明治一三年七月一六日、『桂実』第七卷明治一三年七月一七日
- (23) 「故淑子内親王家祇候廃止ノ件」『公文録』(明治一五年一月一日、太政官、国立公文書館デジタルアーカイブ)、『桂実』第七卷三三三―三三四頁
- (24) 『岩』下巻九九八頁、九九六頁、九九九頁。
- (25) 『明』第八一八二〇頁
- (26) 『歴報』一五頁
- (27) 前掲(26)及び「塵海」(塵海研究会編『北垣国道日記「塵海」』思文閣出版、二〇一〇年)三頁、二七七頁
- (28) 小林丈広『明治維新と京都―公家社会の解体―』(臨川書店、一九九八年)一三四頁、高木博志『近代天皇制と古都』(岩波書店、二〇〇六年)
- (29) 『歴報』一六頁、『明』一六年一〇月二日条、『桂実』第七卷三三一―三三三
- (30) 『京都日出新聞』の記事で本紀要に編年史料が掲載されているものは細目次の番号(細22)のように番号を付し、掲載のないものは註に『新聞』年月日と記した。『京都日出新聞』については、本紀要の「解題」で杉谷理沙氏が来歴を記す。これは、京都屈指の新聞と評価され、社会情勢を反映した史料と位置づけられるものである。また、向陽会は長福香菜「明治期における華族と御歌所の和歌活動―興風会・向陽会―に着目して―」『西日本国語国文学』第六号(西日本国語国文学会、二〇一九年)が詳しい。
- (31) 「工事録明治二〇年」(宮内公文書館所蔵)、皇太后の滞在期間を「細34」は、六月までとするが、これは時を遡って記しており「工事録」が正しい。
- (32) 『修報』第六集三六頁、第八集二頁と八二頁。また、台所はもと御清所とされた建物をカマド等を廃して全面拭板張とし、鷹の間は柵・押入を西室に移した上、台所に取付け、車寄の改造と御常御殿三階控の間の増築等がされた。『新聞』明治四一年一月二九日には、移築工事を請け負った建築業三上吉兵衛の事績が紹介されている。
- (33) 『修報』第八集六八頁、三七頁、一般財団法人国民公園協会京都御苑 <http://www.kyoto-place/history/>。また、「細25」には、移築されなかった部分に向陽会と桂宮御霊祇御祭典事務所として活用されたことがわかる。
- (34) 中谷至宏「象徴の場、維新後の二条城」『江戸東京はく物館開館20周年二条城展』(京都市、読売新聞社、博報堂DYメディアパートナーズ、二〇一二年)は、二条離宮を「明治新政府にとっての国家統治に欠くことのできない皇室を意義づける場所」と指摘している。
- (35) 前掲(25)、『大正天皇実録 補訂版巻一―第六』(ゆまに書房、平成二八年、令和三年)(第一巻五〇一頁)(以下、『大』とする)に「去る明治二六年桂離宮の一部建物を移して移築、新築謁見所と云ふ。」とある。「桂離宮」は「桂宮御殿」の誤りで、移築後に新築謁見所とされたことがわかる。
- (36) 二点の扁額は以下の通り。「呈寿」、「明治二十八年五月二二日征清大総督／彰仁親王凱旋至京都明日／上幸二條離宮之別殿殿旧桂親王第／在今出川門内嘉永甲寅之災嘗充／皇居曩者 勅移建於此脩補以存／先朝遺踪育室有堂樓架其南登臨廓／清霞峯煙巒透迤扯列争呈寿色／觀覽教時 天顏有喜顧自客歲滿清／

- 啓寛宵吁 軫憂 大轟西征駐 躡於／広嶋八閩月 神算靡遺天祐有徵陸／戮封豕海屠長鯨毀彼金湯奪彼鎖輪／於是彼勢屈乞和割壤納償鄰好復旧／風雲方収督府奏凱始有此 御游／命臣塚撰楼名塚恭吹呈寿二字奉乃／使宮内大臣土方久元書之以顔楼楣／於戲征清仏統振古無比 聖徳伴日／月 皇威震天地遭斯盛世億兆歡杯／嵩呼万歳則豈翅峰巒之呈寿色而已／哉塚扈 躡咫尺窃喜 宸襟有伸也／謹作呈寿楼記／ 文事秘書官正四位勲三等 臣股野塚。また前掲(4)『歴報』によると「二条離宮本丸之図」(宮内庁書陵部蔵)に、「旧「御寝之間」は「雉子之間」に、旧「使者之間」は「溜ノ間」になど新名称が朱書きの付箋で示されている」とある。
- (37) 『京都日出新聞』来歴と細目次番号、註については、前掲(30)の通り。なお、共通する事項の出典は、細目次番号のみ挙げる。
- (38) 宮内省からの行啓の連絡は、主殿寮京都出張所並びに諸陵寮京都出張所へ直前に通知が来るので、関係各所は同行を察知し、それぞれが事前に準備した(細277、434、437、474)。
- (39) 京都停車場とも
- (40) 奉迎や対顔、拝謁した人物の数は多いため、本稿では個別に触れない。
- (41) 『新聞』明治四四年四月七日
- (42) 『新聞』明治三六年三月二十九日、同五月八日、同五月一〇日、同五月一日、同五月一九日、同五月二三日
- (43) 『新聞』明治三六年一〇月二二日、同一〇月二四日
- (44) 『新聞』明治四〇年一月一日、同一月五日、
- (45) 『新聞』明治四〇年六月二日、同六月三日、同六月六日
- (46) 『新聞』明治四〇年六月五日、同六月七日
- (47) 『新聞』明治四〇年六月八日
- (48) 『新聞』明治四〇年六月四日、同六月五日、同六月七日、同六月八日、同六月九日、同六月一〇日、同六月一日
- (49) 『新聞』明治四〇年六月一〇日
- (50) 『新聞』明治四三年九月二六日
- (51) 『新聞』明治四三年九月二九日
- (52) 『新聞』明治四三年一〇月六日、同一〇月七日
- (53) 『新聞』明治四四年四月五日
- (54) 『新聞』明治四四年四月五日、同四月六日
- (55) 『新聞』明治四四年一月二日、同一月一日、同一月二日、同一月六日
- (56) 『新聞』明治四四年一月一七日
- (57) 『新聞』明治四四年一月二三日
- (58) 『大』第四、三九三頁
- (59) 『大』第五、一四五頁
- (60) 『昭和天皇実録』(東京書籍株式会社、二〇一五年)。三章(3)は、これを出典とする。
- (61) 「工事録大正四年」(宮内公文書館所蔵)。また同史料で両皇子の行啓があったことがわかる。両皇子とは、大正二年、同三年に裕仁皇太子と共に行啓した雍仁親王・宣仁親王だと考えられる。
- (62) 前掲(61)の史料と同じ。

表1 桂宮御殿と二条城（二条離宮）本丸御殿の使用について

年号	西暦	院号	当主・家主	薨去	石薬師屋敷	今出川屋敷	二条城（二条離宮）本丸	
天正17	1589	八条宮	1. 智仁親王				(御殿新造)	
慶長10	1605					(今出川屋敷地拝領)		
寛永3	1626							
寛永6	1629	八条宮	2. 智忠親王	智仁親王薨去				
明暦元	1655	八条宮	3. 穩仁親王					
万治4	1661					(火事で焼失)		
寛文2	1662			智忠親王薨去				
寛文5	1665			穩仁親王薨去				
(約4年間、空主)								
寛文9	1669	八条宮	4. 長仁親王					
延宝3	1675			長仁親王薨去				
延宝8	1680					(火事で焼失)		
(約9年半の間、空主)								
貞享元	1684	八条宮	5. 尚仁親王					
元禄2	1689	常磐井宮	(作宮)	尚仁親王薨去				
元禄5	1692			(作宮薨去)				
(約8年間、空主)								
元禄9	1696	京極宮			(石薬師屋敷拝領、富貴宮 (6. 文仁親皇) 相続)		(「御覧紅葉」「桜花御覧」などに利用)	
元禄10	1697	京極宮	6. 文仁親王					
宝永5	1708					(火事で焼失)		
宝永6	1709							
宝永7	1710							
正徳元	1711	京極宮	7. 家仁親王	文仁親王薨去				
延享2	1745		胡佐宮 (8. 公仁親王) 親王宣下					
宝暦4	1754	京極宮	8. 公仁親王		(公仁親王妃格宮薨去)	(公仁親王居住)		
宝暦6	1756					(家仁親王移徒)		
宝暦9	1759					(再婚、奥方御殿新造後、移徒、公仁親王移徒)		
宝暦14	1764					(家仁親王が同居)		
明和4	1767			家仁親王薨去				
明和7	1770		家主公仁親王妃	公仁親王薨去				
(公仁親王薨去以後、約40年間空主)								
天明8	1788				(石薬師屋敷、今出川屋敷共に焼失)		(御殿焼失)	
寛政元	1789			公仁親王妃薨去				
寛政2	1790					(再建)		
寛政3	1791							
寛政5	1793							
寛政7	1795							
寛政12	1800							
文化7	1810	桂宮	9. 盛仁親王					
文化8	1811			盛仁親王薨去				
(約25年間、空主)								
天保7	1836	桂宮	10. 節仁親王					
天保8	1837			節仁親王薨去				
(約25年間、空主)								
天保15	1844							
弘化1	1844							
弘化4	1847					(御書院移築)		
嘉永元	1848					(御常御殿など新造)		
嘉永2	1849							
安政元	1854					孝明天皇仮皇居		
安政7	1860					皇女和宮、居住		
文久1	1861							
文久2	1862	桂宮	11. 淑子内親王					
文久3	1863					淑子内親王移徒		
慶応3	1867							
慶応4	1868							
明治元	1868							
明治5	1872				(上地)	6明治天皇行幸		
明治10	1877					2明治天皇行幸		
明治13	1880					7明治天皇行幸		
明治14	1881	桂宮家断絶	淑子内親王薨去					
明治20	1887					1~3皇太后宮御所		
明治25	1892							
明治26	1893							
明治27	1894							
(今出川屋敷移築)								
明治28	1895						(今出川屋敷移築)	
明治31	1898							
明治33	1900							
明治36	1903							
明治40	1907							
明治43	1910							
明治44	1911							
大正2	1913							
大正3	1914							
大正4	1915							
大正6	1917							
大正7	1918							
大正8	1919							
大正9	1920							
大正10	1921							

※御殿へ移徒した年がわからないものは、親王宣下が下された年を移徒したものとした。
 ※親王宣下が下された年は『皇室制度史料』（皇族四、吉川弘文館、昭和61年）を典拠にした。
 ※8代公仁親王の移徒については、本文註(4) 荒井・西②論文と『修報』第八集を用いた。
 ※居住、行幸、行啓の他、特に必要な事項については、括弧書きで補った。
 ※宿泊した月を記し、嘉仁皇太子の宿泊所は「嘉泊」、裕仁皇太子は「裕泊」、雍仁親王と宣仁親王は「雍・宣泊」とした。
 ※大正4年7月は、本文註(61)の史料に「両皇子」と記載が見られ、大正2年、3年に裕仁皇太子と共に行啓した雍仁親王と宣仁親王であると考えられる。

表2 今出川屋敷（桂宮御殿）および二条離宮への行幸・行啓一覧

明治天皇行幸

年	月日		訪問場所	参考文献
明治5	6.1	—	今出川屋敷	『明』
明治10	2.3	—	今出川屋敷	『明』
明治13	7.17	—	今出川屋敷	『明』
明治28	5.23	—	二条離宮本丸	『明』『官』

※『明治天皇記』は『明』とする。

※『官報』第3569号（国会図書館デジタルコレクション，1895.5.25）は『官』とする。

嘉仁皇太子（大正天皇）行啓と行幸

年	月日		宿泊場所	参考文献
明治31	10.12	11.9	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治33	5.26	6.2	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治33	10.15	10.16	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治33	11.19	11.20	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治36	10.20	10.23	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治40	6.4	6.9	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治43	9.26	10.6	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治44	4.4	4.5	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
明治44	11.17	11.23	二条離宮本丸御殿	『大』『日』
大正4	11.16、17	—	京都御所（即位式の大饗宴のため二条離宮に行幸）	『大』
大正6	11.5	—	京都御所（二条離宮へ行幸）	『大』

※『大正天皇実録』は『大』、『京都日出新聞』は『日』とする。

※宿泊場所は『大』には「二条離宮」等と記すのみで、『日』により本丸御殿を補った。

※月日は、二条離宮本丸御殿の滞在期間である。

裕仁皇太子（昭和天皇）行啓

年	月日		宿泊場所	参考文献
大正2	3.29	4.4	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正3	3.18	3.28	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正3	7.4	7.6	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』※1
大正4	4.16	4.22	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正4	11.8	11.12	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正7	4.2	4.8	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正8	5.22	5.25	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』※2
大正9	3.23	3.24	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正9	11.4	11.5	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正10	2.23	2.25	二条離宮本丸御殿	『昭』『裕』
大正10	9.12	—	大宮御所（二条離宮へは9.12に行啓）	『昭』『裕』

※『昭和天皇実録』は、『昭』とする。

※『裕仁親王御成行啓年表稿Ⅲ』岩壁義光『書陵部紀要』第58号 平成18年度（平成19年3月刊行）は、『裕』とする。

※宿泊場所は『昭』に「御宿泊所二条離宮」、『裕』に「二条離宮〔御泊〕」等と記すのみだが、本文で述べた通り大正4、7年に本丸に宿泊したことがわかること、嘉仁皇太子が本丸に宿泊したことから全て「二条離宮本丸御殿」とした。

※月日は、二条離宮への滞在期間である。

※『裕』は大正4年12月11日から同14日まで滞在したとするが、『大』では確認できないので省く。

※1.『裕』は7月4日から7月7日とする。

※2.『裕』は5月23日から5月25日とする。

八条宮・常盤井宮・京極宮・桂宮関係系譜（――実子、――養子）

